

第 3 1 7 回 I L O 理事会について

【会期・場所】平成 2 5 年 3 月 1 1 日（月）～ 3 月 2 8 日（木）スイス・ジュネーブ

【主な出席者】政府側：妹尾総括審議官（I L O 理事）ほか

労働者側：桜田連合国際顧問（I L O 理事）

使用者側：松井経団連国際協力本部副本部長（I L O 理事）

【主なセクションと議題】

1 計画・財政・管理セクション

（1）2 0 1 4－2 0 1 5 年事業予算

次期予算案として、総額 8 6 4 百万ドル（約 7 0 8 億円）、対前会計年度では実質ゼロ成長（インフレ変動分 0. 2 8 % のみ増額）の予算が示された。

また、ガイ・ライダー事務局長による業務の重点化及び実施体制として、

- ① 若年者雇用や社会的保護の土台の構築等を重要分野として設定すること
- ② 各重要分野について事務局内にタスクチームを設置し、既存の部局による取組を統合すること

が示された。

この予算案に対して、大多数の政府及び労使が支持を表明したが、一部から、ジュネーブ本部よりも現地（世界各地）における取組を重視すべきという主張が出された。

これに対し、事務局が、管理部門の経費を一層削減し、各地域における経費に計上するという修正提案をしたところ、理事会はこの修正提案を承認し、正式な採択のため今年 6 月の I L O 総会に提出することとなった。

2 組織セクション

（1）2 0 1 4 年の I L O 総会議題

2 0 1 4 年の総会議題のうち、継続的なものや雇用についての周期的議論といった既に決定されているもの以外の議題について、

- ① 1 9 3 0 年の強制労働条約（第 2 9 号）の補完
- ② インフォーマル経済からフォーマル経済への漸進的移行

の 2 つが採択された。

（2）総会基準適用委員会のフォローアップ

各国における条約の適用状況を審査する I L O 総会基準適用委員会において、昨年審査が行われなかったことについて、次回総会で確実に審査を行うために審査対象国リストについては必ず労使間で合意することが改めて労使から表明されたが、リストの具体的な策定方法については明確とならなかった。

（3）内部改革の進捗報告

ガイ・ライダー事務局長による組織改革の進捗状況が報告され、改革担当・政策担当・

フィールド担当の3人の事務局次長の下に組織を再編成することが示された（別紙）。

（4）ミャンマー案件

ILOはミャンマーに対して、1999年及び2000年の総会決議により、技術協力の制限等の措置を講じてきた。

しかしながら、ミャンマーにおける強制労働を容認する国内法の廃止などの進展を考慮し、昨年のILO総会においてその措置の一部が撤廃されており、今回の理事会では、さらなる情勢の進展を踏まえ、残された措置の撤廃について、今年6月のILO総会の議題として議論することが決定された。

3 総会・理事会の改革に関する作業部会

これまで議論されてきた総会の改善案のうち、「労働の世界サミット」等、今年6月の総会で試行する範囲について合意された。

また、試行の結果に係る分析や、改善案の実施の為に必要な会議規則の修正案を事務局が本年10月の理事会において提示することとなった。